

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る川崎市事務処理要領

(平成11年6月14日付け11川財土第124号財政局長専決)

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 届出等に係る事務(第2条～第17条)

第3章 買取り協議等に係る事務(第18条～第21条)

第4章 無届けに係る事務(第22条～第24条)

第5章 雑則(第25条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)

第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

第2章 届出等に係る事務

(法第4条第1項に掲げる土地の区域等を示す図面の整備)

第2条 法第4条第1項第1号から第5号に掲げる土地の区域を示すため、次の図面を整備するものとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第14条の規定による都市計画施設の設置及び区域に関する計画図又はその写し

(2) 法第4条第1項第2号から第5号に掲げる土地の区域を示す図面又はその写し

2 前項第1号に規定する図面は、まちづくり局長が作成するものとする。

3 第1項第2号に規定する図面は、川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局並びに消防局、教育委員会事務局の長(以下「事業局長」という。)がその区域に係る決定若しくは指定又は変更するとき作成するものとする。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令第2条第1項第1号の指定)

第3条 教育長が公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)第2条第1項第1号の指定を希望するときは、財政局長と協議するものとする。

2 前項の指定をしたときは、財政局長は、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則(昭和47年建設省令、自治省令第1号。以下「規則」という。)第2条の定めるところにより、公告するものとする。

(用地取得計画の作成等)

第4条 事業局長は、法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、用地取得計画を作成し、財政局長に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、次の各号に掲げる事項を掲載したもの(第1号様式)とする。

(1) 法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、法第9条第1項各号に規定する事業又はその代替地の用に供するため法第6条の手続による買取りを希望する土地の面積、区域(区域が不確定の場合においては、所在地域)及び用途並びにその事業の施行者(施行者が未定の場合においては、施行予定者)、施行年度、想定される取得財源

(2) その他参考になるべき事項

3 用地取得計画は、公有地総合調整会議土地取得等審査部会(以下「部会」という。)に報告するものとする。

4 事業局長が用地取得計画を変更するときは、第1項から前項までの規定を準用する。

(届出書等)

第5条 財政局長は、土地有償譲渡届出書及び土地買取希望申出書(以下「届出書等」という。)の用紙を常時備え付けておくものとする。

2 前項に定める届出書等には、規則で定める様式に、追加事項として、次の各号の事項を記載したものとする。

- (1) 「土地有償譲渡届出書」中の「譲り渡そうとする者の住所」の欄に電話番号を記載すること、「2土地に関する事項」において、地番が数筆にわたっているときには別紙を設けること及び「5その他参考となるべき事項」の欄に都市計画施設予定地があるときにはその旨を記入してもらうこと。
- (2) 「土地買取希望申出書」中の「申出をする者の住所」の欄に電話番号を記載すること、「1土地に関する事項」において、地番が数筆にわたっているときは別紙を設けること及び「4その他参考となるべき事項」の欄に都市計画施設予定地があるときにはその旨を記入してもらうこと。

3 届出書等は、それぞれ正本及び控えの2部を提出させるものとする。

(届出書等に添付すべき書類)

第6条 届出書等に添付すべき書類は、届出等(法第6条第1項に規定する届出等をいう。以下同じ。)の内容を明らかにした次の各号に掲げるものとし、(1)から(4)までについては正本及び控えのそれぞれ各1部、(5)については正本に添付するものとする。

- (1) 位置図(縮尺10,000分の1以上の地形図又はこれに代わるものにその土地の位置を明示したもの)
- (2) 周辺図(周囲の状況がわかる縮尺1,500分の1以上の図面にその土地区域を明示したもの)
- (3) 平面図(公図写又はこれに代わるものに当該土地の形状を明示したもの)
- (4) 登記事項証明書(その土地の所有者が分かるもので、なるべく最近のものとする。写しでも可)
- (5) 委任状(土地所有者から届出等に係る事務を委任された場合)

(受理)

第7条 財政局長は、届出書等を受理するときは、届出書等の記載上の不備、誤り、判読できない文字や数字等の有無を調べ、これらを発見したときは、直ちに届出等をした者にその補正を指示するものとする。

第8条 財政局長は、届出書等を受理したときは、正本及び控えに受理印を押印し、それぞれに受理番号を明記の上、控えを届出人等へ交付するものとする。ただし、その届出等が国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。)第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合も含む。)の規定に基づく届出で、法第4条第3項の規定により法に基づく届出とみなされるもの(以下「国土法の届出」という。)であるときは国土法の受理における手続きによって行うものとする。

第9条 前条における受理番号は、法第4条第1項の規定に基づく届出(以下「届出」という。)、法第5条第1項の規定に基づく申出(以下「申出」という。)ごとに連番とし、会計年度ごとに更新するものとする。

第10条 法第6条第2項に規定する「届出等のあった日」及び法第8条第3号に規定する「届出等をした日」とは、第8条における受理印の日付とするものとする。

(処理台帳の作成)

第11条 財政局長は、法の規定により届出書等の正本及びそれに添付された図面を受理したとき又は国土法の届出に係る届出書の副本(以下「国土法の届出書」という)の送付を受けたときは、届出等に係る

処理状況を把握するために、処理台帳を届出(第2号様式)、申出(第3号様式)ごとに作成するものとする。

(付議事案調書の作成等)

第12条 財政局長は、届出等を受理した後速やかに、部会に審査依頼を行うため川崎市公有地総合調整会議事務取扱要領(平成11年3月31日付け10川企公第204号総合企画局長専決)第4条第2項に規定されている「付議事案調書(第1—3号様式)」(以下「調書」という。)を作成し、届出書等の写し及び届出書等に添付すべき書類の写しを付し、総務企画局長に送付するものとする。この調書はできる限り、その届出等があった日又はその翌日までに、送付するよう努めるものとする。

2 財政局長は調書を作成するときは、第2条に規定する図面、第4条第1項に規定する用地取得計画等と照合し、調書における利用計画の有無、回答期限等の記入を行うものとする。

(買取り希望の照会)

第13条 総務企画局長は、調書の送付を受けたときは、第16条第1項に該当する場合を除き、速やかに土地の位置等の必要な資料を添えて、関係事業局長へ照会の上、部会に付議するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する期間内(3週間以内)に部会を招集することができない場合には、各部会委員等の意見を徴することで会議に代えることができる。

2 前項の照会を受けた関係事業局長は、届出等に係る土地について買取り希望があるときには、速やかに総務企画局長に申し出るものとする。

3 総務企画局長は、前項に規定する買取り希望の有無の申出を回答期限までに行わなかった関係事業局長があるときには、買取り希望がないものとみなすことができるものとする。

(買取り協議の決定等)

第14条 総務企画局長は、前条の申出を勘案し、法第6条第1項の買取り協議を行うことを決定したときには、直ちにその旨を財政局長及び買取りを希望した関係事業局長に通知するものとする。

2 財政局長は、前項の通知を受けたときは、直ちに市長名で土地の買取りを希望する旨を通知した文書(第4号様式。以下「土地買取り協議団体通知書」という。)を届出等をした者に、届出等のあった日から起算して3週間以内に発行するものとする。

3 川崎市土地開発公社(以下「公社」という。)を通じて買取り協議を行うときには、その旨を通知した文書(第5号様式。以下「土地買取り協議通知書」という。)を公社理事長に、届出等のあった日から起算して3週間以内に発行するものとする。

第15条 総務企画局長は、買取り協議を行わないことを決定したときには、直ちにその旨を財政局長に通知する。

2 財政局長は、前項の通知を受けたときは、直ちに市長名で土地の買取りを希望しない旨を通知した文書(第6号様式。以下「土地不買取り通知書」という。)をその届出等をした者に発行するものとする。

3 前項の事務は、法第4条第1項第6号に規定する届出については届出のあった日から起算して2週間以内に、これを行うよう努めるものとする。

(各事業所に照会することなく不買取り通知を行う場合の処理)

第16条 財政局長及び総務企画局長は、届出等が次の各号に該当し、各事業局が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認めるときは、協議の上関係事業局への照会及び部会への付議をすることなく、買取り協議を行わないことを決定することができる。

(1) 第2条に規定する図面等及び第4条に規定する用地取得計画に届出等に係る土地が該当しないと認められるとき

(2) 譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡

- (3) 譲渡担保及び代物弁済の予約
- (4) 現物出資
- (5) 親会社・子会社相互間の譲渡

2 総務企画局長は、前項の規定により買取り協議を行わないことを決定したときは、直ちに財務局長に通知するものとする。

3 財務局長は、前項の通知を受けたときには、直ちに土地不買取通知書をその届出等をした者に発行するものとする。この場合において、その届出が国土法の届出であるときは、国土法第 27 条の 4 第 3 項(第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく譲渡の制限が解除されるものではないことを付記するものとする。

4 本条の事務は、届出があった日から起算して 1 週間以内に行うよう努めるものとする。

(届出書等の保管)

第 17 条 財務局長は、届出書等及びそれに添付された図面を少なくとも法第 8 条に規定する期間の経過した日から起算して 5 年を経過する日までは保管するものとする。

第 3 章 買取り協議等に係る事務

(買取り協議)

第 18 条 土地買取協議通知書が、その届出等をした者のもとに到着したときには、買取り希望を申し出た事業局長は、直ちにその届出等をした者に事業概要の説明を行い、速やかに、建設緑政局長又は公社理事長にその土地に係る買取り協議を行うための用地取得依頼をするものとする。ただし、その届出が国土法の届出であるときは国土法第 27 条の 4 第 3 項(第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する期間内に協議を打ち切るときは、同条に基づく譲渡制限が解除されるものではないことを明示するものとする。

2 財務局長は、国土法第 27 条の 5 第 1 項又は第 27 条の 8 第 1 項の規定に基づく勧告をするときには、あらかじめその内容を、買取り希望を申し出た事業局長等に通知するものとする。この場合において、建設緑政局長又は公社理事長は、直ちに財務局長に買取り協議の状況を報告するものとする。

(買取協議の結果報告)

第 19 条 建設緑政局長又は公社理事長は、法第 6 条第 1 項に基づく買取り協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは、遅滞なくその旨を財務局長に報告するものとする。

第 20 条 財務局長は、法第 6 条第 1 項の手続により買い取った土地について、届出に係る土地(国土法の届出に係る土地を含む。)、申出に係る土地の別を明らかにした台帳(第 2 号様式及び第 3 号様式)を作成するものとする。

(買取り証明書の発行)

第 21 条 建設緑政局長又は公社理事長は、法第 6 条第 1 項の手続により買い取った土地について、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に定める買取り証明書を発行するものとする。

第 4 章 無届けに係る事務

(無届けが判明したときの取扱い)

第 22 条 財務局長は、法第 4 条に基づく届出義務があるにもかかわらず届出をせずに土地を有償譲渡したこと(以下「無届取引等」という。)が判明したときには、取引関係者を把握し、原則として譲渡人又は取引事務の委任を受けた業者(以下「無届取引等の当事者」という。)に連絡をとり、出頭を求めるものとする。

第 23 条 財務局長は、無届取引等の当事者が出頭したときは、法の届出制度の趣旨を伝え、土地有償譲渡契約を締結した経緯が分かる文書の提出を求めるものとする。

第 24 条 財政局長は、無届取引等の当事者から土地売買等契約経緯説明書の提出を受けたときは、取扱いを総務企画局長と協議するものとする。

第 5 章 雑則

(その他)

第 25 条 この要領の施行について必要な事項は、財政局長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成 11 年 6 月 15 日から施行する。

改正附則

この改正要領は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則

この改正要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

この改正要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

この改正要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

この改正要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

改正附則

この改正要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。